

(平成23年7月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から同年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月から同年 5 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付しているのに、申立期間は国民年金に未加入の期間であるとして、平成 22 年 12 月 22 日付けで還付決議されていることに納得できないので、申立期間を納付済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す検認印が押され、保険料の納付が確認できるところ、年金事務所において、申立人が申立期間において共済組合に加入していたことが判明したため、国民年金の被保険者となり得る期間でないことから、平成 22 年 12 月 22 日付けで還付決議が行われている。

しかし、申立期間に係る期間は、共済組合加入期間として退職一時金が支給されており、年金額の計算の基礎とならず年金給付がなされない期間であり、申立人が国民年金保険料を納付してから既に 35 年以上が経過していることなどを踏まえると、国民年金の被保険者となり得ないことを理由に、申立期間の被保険者資格を認めず保険料納付済期間としないのは、信義則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から55年3月まで

私は、昭和53年12月末で会社を辞めたが、すぐに再就職するつもりでいたので国民年金には加入しなかった。54年3月に再就職したが、早々に辞めてしまったので、その後母が私の国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和55年12月頃と推認でき、加入時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

また、申立人の保険料を納付したとするその母は60歳以降65歳まで任意加入するなど国民年金制度に対する知識及び理解があったことがうかがえる上、申立期間は12か月と短期間であることを踏まえると、その母が申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3669

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月

私は、昭和 54 年 11 月に国民年金に任意加入して国民年金保険料を納付してきた。57 年 2 月に A 市役所に離婚届を提出し、国民年金については保険料の免除を申請した。その後、社会保険事務所（当時）から送付された国民年金保険料免除承認通知書により、同年 1 月から同年 3 月までの保険料が免除されていたはずであるのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 4 月 15 日付けで B 社会保険事務所（当時）から送付された国民年金保険料免除承認通知書を所持しており、同通知書及び A 市の国民年金被保険者名簿において同年 1 月から同年 3 月までの期間について、保険料の免除が承認されていることが確認できる。

また、年度別納付状況リスト（昭和 59 年 5 月現在）によると、申立期間は未納と表示されており、申立人が国民年金保険料免除承認通知書を受理した以降に申立期間に係る免除記録の訂正が行われたことが推認できるが、当該記録訂正に関して、申立人は、市役所及び社会保険事務所から何も連絡は無く、申立期間の納付書が送られた記憶も無いと述べており、当該記録訂正について、申立人に対し取消通知等が行われた形跡は確認できない。

さらに、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録において、申立人は昭和 54 年 11 月 24 日から 57 年 2 月 5 日までは国民年金の任意加入被保険者であり、申立期間については、本来、保険料免除制度の適用を受けることができない期間であるが、申立人は申立期間に係る国民年金保険料

免除承認通知書を所持している上、市役所及び社会保険事務所から免除の承認が取り消されたことを通知されたことも無いと述べていることを踏まえ、当該記録訂正について行政側が申立人に取消通知を行うなど適切に対応したとは考え難く、当該免除に基づく年金給付に対する申立人の期待と信頼は約 30 年の長期間にわたり醸成されてきたものと認められ、保険料の免除を行うことが可能な強制加入被保険者でなかったことを理由として免除の取消しを行うことは信義衡平の原則に反すると考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月から55年3月まで

私は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付の詳細については、直接関与しておらずはっきりと覚えてはいないが、自宅に新しい納付書が届いたので、夫と母と3人でA地区市民センター又はB市役所本庁に行き、母が窓口で保険料を一括納付したはずなのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和56年4月頃と推認でき、加入時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

また、申立人は、A地区市民センター又はB市役所本庁の窓口で、母が申立期間の保険料を一括納付したと述べているところ、B市役所は、「申立期間当時、職員が窓口で過年度納付書を作成し、当該納付書により、庁舎内に併設された金融機関の出張所で保険料を納付することは可能であった。」と回答しており、申立人の申述に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間の保険料を一括納付したとする申立人の母は、申立期間において、自身の保険料は付加保険料を含めて納付済みであることから、その母の納付意識の高さがうかがえる上、申立期間は8か月と短期間であることを踏まえると、その母が申立期間の保険料を過年度納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和51年4月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月30日から51年4月21日まで
私がA社に勤務していたときの厚生年金保険の被保険者記録を見ると、資格喪失日が昭和50年11月30日と記録されている。同社には、51年4月まで勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたので申立期間が厚生年金保険の被保険者として記録されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る事業所名不明の雇用保険の加入記録（昭和48年3月1日から51年4月20日まで）が、A社における厚生年金保険の被保険者記録（48年3月1日から50年11月30日まで）と重複することから、当該雇用保険の加入記録は、同社における申立人の記録と推認できる。

また、当該事業所は、昭和51年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人を含む元同僚7名の資格喪失日は、その約1か月後の同年4月22日付けで遡及して50年11月30日に資格喪失処理が行われており、社会保険事務所（当時）において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

さらに、上記7名のうち申立人を除く2名は、申立期間当時も継続して勤務していたことが確認できる上、当該事業所に係る被保険者名簿により、事業主を含む3名が昭和51年3月31日に資格を喪失していることが確認できることから、A社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和 51 年 4 月 21 日と認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所に係る昭和 50 年 7 月の被保険者名簿の記録から、20 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から4年10月21日まで
私は、A社に勤務していたが、平成3年4月から4年9月までの標準報酬月額が減額されているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は平成4年10月21日に任意包括脱退許可を受けて厚生年金保険の任意適用事業所でなくなっているところ、オンライン記録により、その約2か月後の同年12月17日付けで申立人の標準報酬月額の記録が、3年4月から4年9月までの期間について44万円から30万円に遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらない。

また、申立期間の一部を含む平成3年1月から同年12月までの期間について、申立人から提出された所得税の源泉徴収票の「社会保険料控除額」の欄から、標準報酬月額44万円に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により取締役であったことが確認できるが、複数の元同僚は、「申立人はB（業務）を担当しており、社会保険関係の事務に関与していなかった。」と証言していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円に訂正することが必要である。

千葉厚生年金 事案 3697

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 3 月 1 日から 12 年 10 月 1 日まで
私は、「年金のお知らせ」を見たところ、A社に勤務していた平成 11 年 3 月から 12 年 9 月までの標準報酬月額が、当時もらっていた給与に比べて低いことに納得できない。給与明細書を提出するので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 12 年 12 月 19 日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、オンライン記録により、その約 4 か月後の 13 年 4 月 9 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、11 年 3 月から 12 年 6 月までの期間については 36 万円から 30 万円に、同年 7 月から同年 9 月までの期間については 36 万円から 34 万円にそれぞれ遡及して訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録において、当該事業所が適用事業所でなくなった日に在籍していた申立人を除く 6 人は、申立人と同様に平成 11 年 3 月 1 日に遡ってそれぞれ標準報酬月額が引き下げられていることが確認できることから、社会保険事務所がこのような事務処理を行う合理的理由は見当たらない。

さらに、事業主は「社会保険事務は自分が行っていた。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 36 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和46年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和39年4月にA社に入社以来、退職した平成10年3月まで継続して同社に勤務していた。在職中、転勤はあったが、A社から継続して給与が支給されており、毎月の厚生年金保険料は給与から控除されていたが、日本年金機構から送付された「年金加入履歴」において、申立期間の加入記録が欠落しているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員名簿、C健康保険組合から提出された「被保険者・被扶養者検索」及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和46年3月31日に同社D事業所から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和46年4月の社会保険事務所（当時）の記録から8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 38 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から 5 年 3 月 31 日まで

私は、A社において、昭和 61 年 10 月から平成 5 年 3 月までB（職種）として勤務したが、申立期間について標準報酬月額が下げられていることに納得できない。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は平成 5 年 3 月 31 日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、オンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、その 6 日後の同年 4 月 6 日付けで、3 年 4 月 1 日に遡って 38 万円から 8 万円に減額訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立人は取締役ではないことが確認できる上、A社の複数の元同僚は、「申立期間当時、代表者はワンマンな経営者で会社の実権を握っており、申立人は単なるC（業務）担当であり、標準報酬月額の減額訂正に権限を有する立場ではなかった。」と供述していることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 38 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA（機関）における資格取得日は昭和25年4月11日、資格喪失日は同年8月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月から24年4月1日まで
② 昭和25年4月11日から同年8月1日まで

私は、昭和23年4月にB（機関）に採用され、C国軍人夫妻宅のD（職種）として勤務し、25年4月にC国軍人のE事業所への転勤に伴い引き続きE事業所で同年7月末日まで勤務したが、23年4月から24年4月1日までの期間及び25年4月11日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、「昭和23年4月にB（機関）に採用され、C国軍人夫妻宅のD（職種）として勤務し、25年4月にC国軍人のE事業所への転勤に伴い引き続きE事業所で同年7月末日まで勤務した。」と具体的に供述しているところ、E事業所の進駐軍労務者を管理していたA（機関）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日も一致する基礎年金番号に統合されていない被保険者記録（資格取得日は昭和25年4月11日、資格喪失日は未記載）が確認でき、本人の供述と一致することから、当該未統合記録は申立人の記録と判断できる。

一方、当該未統合記録は厚生年金保険の資格喪失日が記載されていない上、当該記録の厚生年金保険被保険者記号番号「*」に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、昭和25年4月11日にA（機

関)で資格取得したことが記載されているが、資格喪失日は記載されていない。

しかしながら、申立人は、A(機関)における資格喪失時期について、C国軍人のF戦争への出征時期、C国軍人夫妻の子供の年齢及び自身の結婚時期などの具体的な根拠を挙げた上で、「A(機関)には、昭和25年7月末日まで勤務していた。」と供述しており、当該供述には具体性があり、信憑^{びよう}性が認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和25年4月11日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったことが認められ、かつ、申立人のA(機関)における資格喪失日は、同年8月1日とすることが妥当である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の被保険者名簿及び被保険者台帳における昭和25年4月の記録から、7,000円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間①については、B(機関)は、昭和24年4月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることから、申立期間①は適用事業所になる前の期間である。

また、「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」(昭和23年12月1日付け保発第92号保険局長通知)により、進駐軍労務者が国の事業所に使用される者として厚生年金保険が適用されるようになったのは24年1月1日以降であり、これ以前については強制被保険者としての資格を有していないと推認できる。

さらに、B(機関)の記録を管理しているG省H局は、「申立期間当時の在籍名簿、厚生年金保険の届出書類及び賃金台帳等の関連資料は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人が申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与等から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成12年2月から同年7月までは24万円、標準賞与額に係る記録を15年12月13日は20万円、16年12月15日及び17年6月12日は25万3,000円、18年12月17日及び19年6月20日は25万9,000円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る当該標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成12年2月1日から同年8月1日まで
② 平成15年12月13日
③ 平成16年12月15日
④ 平成17年6月12日
⑤ 平成18年12月17日
⑥ 平成19年6月20日

私のA社における厚生年金保険加入記録のうち、平成12年2月から同年7月までの標準報酬月額、15年12月13日、16年12月15日、17年6月12日、18年12月17日及び19年6月20日の標準賞与額については、事業主により控除された厚生年金保険料相当額より少額となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、A社から提出された申立人に係る給与台帳により、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、当該事業所から提出された給与台帳において確認できる総支給額及び保険料控除額から、平成12年2月から同年7月までは24万円とすることが妥当である。

また、申立期間②から⑥までの標準賞与額の相違については、当該事業所から提出された申立人に係る賞与台帳により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく保険料を控除されていることが確認できる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②から⑥までの標準賞与額については、当該事業所から提出された賞与台帳において確認できる総支給額及び保険料控除額から、平成15年12月13日は20万円、16年12月15日及び17年6月12日は25万3,000円、18年12月17日及び19年6月20日は25万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額及び当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届け出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年3月1日から5年12月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を4年3月から同年7月までは16万円、同年8月から5年3月までは30万円、同年4月から同年9月までは16万円、同年10月から同年11月までは17万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、上記期間のうち、平成4年6月1日から同年7月1日までの期間及び5年4月1日から同年10月1日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を4年6月は28万円、5年4月から同年7月まで30万円、同年8月から同年9月までは17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（16万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から5年12月1日まで

私は、平成3年11月から5年11月までA郡B町にあったC社D工場
でE（職種）として勤務した。社会保険事務所から標準報酬月額に関する文書が届き、申立期間の標準報酬月額が引き下げられていることが分かった。当時の給与明細書を提出するので、申立期間を調査し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録により、C社は、平成6年2月18日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は、その約1か月後の同年3月31日及び同年4月7日に、4年3

月から同年7月までの期間については16万円から、同年8月から5年3月までの期間については30万円から、同年4月から同年9月までの期間については16万円から、同年10月から同年11月までの期間については17万円から、それぞれ9万8,000円に遡って訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所において、健康保険の整理番号が付番された者は62名（重複付番された者4名を含む。）いるが、オンライン記録により、このうち28名は、申立人と同じく適用事業所でなくなった1か月後の平成6年3月31日及び同年4月7日に標準報酬月額を遡及訂正が行われていることが確認でき、社会保険事務所がこのような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、C社の履歴事項全部証明書により、申立人が当該事業所において、役員ではなかったことが確認できる上、申立人が勤務した同社D工場の元工場長は、申立人の担当業務等について、「F（業務）だった。社会保険の事務には、全く関与していなかった。」と供述している。

加えて、当該事業所を管轄するG年金事務所から提出された不納欠損整理簿により、平成9年9月30日に当該事業所について、時効の完成により、厚生年金保険料の滞納による205万9,074円の不納欠損整理の決議が行われたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間のうち、平成4年3月1日から5年12月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、4年3月から同年7月までは16万円、同年8月から5年3月までは30万円、同年4月から同年9月までは16万円、同年10月から同年11月までは17万円に訂正することが必要である。

2 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成4年6月及び5年4月から同年9月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により、4年6月は28万円、5年4月から同年7月までは30万円、同年8月から同年9月までは17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立人の給与明細書において確

認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間のうち、平成4年1月から同年2月までの期間については、遡及訂正の対象とはなっておらず、申立人が所持する給与明細書により、報酬月額に見合う標準報酬月額と控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 3 日から 38 年 10 月 1 日まで
私は、厚生年金保険被保険者記録に昭和 39 年 7 月 25 日支給と記録されている脱退手当金について、受給した記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間（13 か月）についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 10 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失した者で、資格喪失の時点で脱退手当金の受給要件を満たしている女性被保険者 6 名（申立人を除く。）のうち脱退手当金の支給記録のある者は 1 名のみであり、当該元同僚については、資格喪失日から約 1 年 2 か月後に支給決定されている上、残り 5 名のうち供述を得られた 1 名は、事業所から脱退手当金の説明は無かったと回答していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月3日から23年6月7日まで

私は、脱退手当金の支給記録があるA社を退職後も他の事業所に勤務することを希望し、B（機関）C支局D事務所に就職した。厚生年金保険を継続させるつもりであったことから脱退手当金を受給するはずがないので調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の2回の被保険者期間（計23か月）についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が3回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人のE社に係る厚生年金保険被保険者台帳において、A社及びF社における被保険者台帳記号番号を重複取消した旨の記載があるところ、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、重複取消した記録があり、この被保険者名簿には脱退手当金の支給決定日である昭和23年7月1日に重複訂正した旨の記載があるにもかかわらず、両事業所（E社及びF社）が支給対象期間となっておらず、事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 9 月 17 日から 43 年 10 月 1 日まで
② 昭和 43 年 12 月 3 日から 44 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 44 年 5 月 7 日から同年 12 月 25 日まで
④ 昭和 45 年 2 月 1 日から同年 3 月 27 日まで

私は、厚生年金保険被保険者記録に昭和 47 年 10 月 13 日支給と記録されている脱退手当金について、受給した記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、最初に就職した事業所を含む脱退手当金支給決定日より前の5回の被保険者期間がその計算の基礎とされておらず未請求となっており、9回の被保険者期間のうち、申立人が申立期間①から④までの脱退手当金についてのみを請求し、5回の被保険者期間（計 34 か月）の脱退手当金について請求を失念するとは考え難い。

また、申立期間①から④までの脱退手当金は、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年7か月後の昭和 47 年 10 月 13 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

千葉厚生年金 事案 3706

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成10年9月から11年6月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年9月1日から11年7月1日まで
私のA社における平成10年9月から11年6月までの標準報酬月額が50万円と記録されているが、実際の給与支給額に相当する訂正前の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、当該事業所が平成11年9月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の12年3月6日付けで、遡及して標準報酬月額を50万円に引き下げる処理がなされていることが確認できる。

また、当該事業所の閉鎖事項全部証明書により、申立人は代表取締役であったことが確認できるが、当該事業所では、申立期間当時、二人の代表取締役が在職していたことが確認でき、オンライン記録（事業所基本記録）に登録されている事業主は、申立人ではなく、もう一人の代表取締役であることが確認できる。

さらに、元従業員は、「申立人はB（業務）担当する常務取締役であった。」と供述していること、及びもう一人の代表取締役は、「申立人はB（業務）担当であり、経営全般の責任者は自分であった。」と供述していることから、申立人は社会保険の事務手続を担当していなかったことが確認できる上、上記遡及訂正処理は当該事業所が平成11年11月11日にC地方裁判所から破産宣告を受けた約4か月後のことであり、破産

手続開始後は、当該事業所の財産の管理処分権は破産管財人に専属し、社会保険事務所への届出に必要な代表者印は破産管財人の管理下に置かれることを考え合わせると、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、当該標準報酬月額記録訂正は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成 10 年 9 月から 11 年 6 月までは 59 万円に訂正することが必要である。

千葉国民年金 事案 3671

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年6月

私は、昭和48年6月29日に厚生年金保険の適用事業所を退職後、A市役所B出張所（当時）に離職証明書を持参して国民年金の加入手続を行った。当時、加入漏れが無いように手続を行い、漏れ無く国民年金保険料を納付したと思っていたのに、「ねんきん定期便」が届き、1か月の未加入期間があることが分かった。国民年金の資格取得日が同年7月1日とされたため1か月間の空白が生じ、申立期間が未加入で未納とされたことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年6月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年7月1日に国民年金の被保険者資格を取得していることがオンライン記録において確認できるとともに、申立人の所持する国民年金手帳、特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿においても、申立人の国民年金被保険者資格取得日は同日と記録されており、申立期間は国民年金に未加入の期間のため、国民年金保険料の納付書が発行されることは無く、制度上、保険料を納付することはできない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立期間に係る資格取得日は、正しく手続がなされた場合、昭和48年6月30日付けで強制加入とされるべきであったものの、行政側が同年7月1日付けで強制加入として認識している限りにおいては、未加入期間となる申立期間について納付勧奨はなされなかったと考えるのが自然である。

千葉国民年金 事案 3672

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から52年9月まで

私は、親に勧められ、昭和50年3月頃にA区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、取引先であるB信用金庫（現在は、C信用金庫）又はD信用金庫の職員が自宅まで毎日集金に来ていたので、毎月振り込みを頼んでいた。申立期間が未納となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年3月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人に関するA区の国民年金被保険者索引票の作成日が54年11月13日である上、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日も同日であることから、申立人の加入手続は同日に行われたものと推認でき、この時点で、申立期間の保険料は、時効により納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年8月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月から62年3月まで

日本年金機構が管理する私の年金記録のうち、申立期間は未納とされているが、私は、A町役場（現在は、B市役所）の指導の下で、昭和62年3月頃に国民年金の加入手続を行い、6万円前後の国民年金保険料を一括納付したのだから、その旨確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年3月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をA町役場の窓口で一括納付したと主張しているところ、B市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿及び国民年金加入届書によれば、申立人は同年5月11日に加入手続を行ったことが確認できることから、この時点で申立期間の保険料は過年度保険料となり、同役場窓口で納付することはできない。

また、上記被保険者名簿において、申立期間は未納と記録されており、オンライン記録と一致している上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3674

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年6月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年6月から59年6月まで

私は、国民年金の加入手続を自分で行い、申立期間の国民年金保険料を納付しており、年金に限らず納付義務があるものに未納や滞納は無く、納付済みである。当時の記憶が曖昧で領収書も残っていないが、申立期間の年金記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年2月4日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の国民年金被保険者の納付記録から、申立人の国民年金の加入手続は同年8月頃に行われたと推認され、この時点で、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は加入手続及び保険料納付に係る記憶が不鮮明なため、加入手続を行った時期及び申立期間の具体的な納付状況が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から同年3月までの期間、41年1月から同年3月までの期間、同年7月から42年3月までの期間、43年4月から同年6月までの期間、52年10月から同年12月までの期間及び54年4月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から同年3月まで
② 昭和41年1月から同年3月まで
③ 昭和41年7月から42年3月まで
④ 昭和43年4月から同年6月まで
⑤ 昭和52年10月から同年12月まで
⑥ 昭和54年4月から55年3月まで

私の申立期間①から④までの国民年金保険料は、私が国民年金手帳に印紙を貼付して夫の保険料と一緒に納付し、保険料の口座振替制度が実施されていた申立期間⑤及び⑥の保険料については、夫の口座から夫婦の保険料と一緒に引き落とされていたはずであり、申立期間①から⑥までが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、特殊台帳及びオンライン記録に未納と記録されており、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたと述べる申立人の夫も申立期間①及び②並びに申立期間③のうち昭和42年1月から同年3月までの期間は未納である。

また、申立期間④、⑤及び⑥については、A市の保管する国民年金被保険者名簿に未納と記録されており、特殊台帳及びオンライン記録とも一致し、同被保険者名簿によれば、申立人は申立期間⑤及び⑥に係る昭和52年10月1日の国民年金被保険者資格取得届を55年3月2日に提出してい

ることが確認できることから、申立期間⑤及び⑥の保険料は、口座振替制度により遡って納付を行うことはできない上、この加入手続時点で、申立期間⑤は時効により保険料を納付することもできない。

さらに、申立期間は合計6回に及び、申立期間に係る複数の行政機関が同一人に対して同様の事務処理誤りを繰り返すことは考え難い。

加えて、申立期間①から⑥までの保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①から⑥までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑥までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から平成元年 3 月までの期間、2 年 4 月から 7 年 4 月までの期間、同年 12 月から 13 年 1 月までの期間、16 年 1 月から同年 5 月までの期間、17 年 2 月から 19 年 4 月までの期間及び同年 10 月から 20 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 8 月から平成元年 3 月まで
② 平成 2 年 4 月から 7 年 4 月まで
③ 平成 7 年 12 月から 13 年 1 月まで
④ 平成 16 年 1 月から同年 5 月まで
⑤ 平成 17 年 2 月から 19 年 4 月まで
⑥ 平成 19 年 10 月から 20 年 5 月まで

私は、申立期間について国民年金保険料の納付書が郵送されてきていたので、各市区町村の役所の窓口にて納付していた覚えがあるのに、年金記録が未納及び未加入となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料の納付書が送られてきていたので納付を行ったと主張するところ、申立人が申立期間①から⑥までの保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①から⑥までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、国民年金加入期間に保険料を納付した期間は無く、申立期間は合計 6 回、171 か月に及び、申立期間に係る複数の行政機関が同一人に対して同様の事務処理誤りを繰り返すことは考え難い。

また、申立期間③及び⑥は国民年金の未加入期間であり、保険料の納付書が発行されることは無いことから、制度上、保険料を納付することはで

きない上、平成 11 年以降同居していた申立人の母も、国民年金に加入していた記録は見当たらない。

さらに、申立期間のうち平成 9 年 1 月以降の期間は基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の電算化が図られた後である上、14 年 4 月以降は保険料収納事務が国に一元化され、事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、保険料が納付された場合の記録漏れや記録誤り等が生じることは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑥までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3677

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料について、妻と二人で役所に免除申請をしており、妻が免除期間となっているのに、私は未納期間となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住していたA市及びB市の保管する国民年金被保険者名簿並びに特殊台帳において、申立期間は未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

また、申立人は、婚姻後はほとんどの期間において夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録において、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの期間は、申立人は納付済期間であるところ申立人の妻は未納であり、55 年 10 月から 56 年 3 月までの期間は、申立人は納付済期間であるところ申立人の妻は申請免除期間となっているなど、申立人夫婦の記録が一致していない期間が複数回見受けられる。

さらに、申立期間の保険料が免除されていたことを示す関連資料（保険料免除申請書控等）は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 55 年 7 月から同年 9 月まで

私の年金記録のうち、申立期間については、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずであり、夫は納付済期間となっているのに、私は未納期間となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住していたA市及びB市の保管する国民年金被保険者名簿並びに特殊台帳において、申立期間①及び②は未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

また、申立人は、婚姻後はほとんどの期間において夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録において、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの期間は、申立人は未納であるところ申立人の夫は納付済期間であり、55 年 10 月から 56 年 3 月までの期間は、申立人は申請免除期間であるところ申立人の夫は納付済期間となっているなど、申立人夫婦の記録が一致していない期間が複数回見受けられる上、申立人は申立期間①及び②以外にも未納及び未加入期間が散在している。

さらに、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3679（事案 1347 及び 2574 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 45 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 45 年 4 月まで

私は、第 2 回目の年金記録確認千葉地方第三者委員会での判断後、新たな資料は見つからないが、ねんきん特別便に添付された「年金記録のお知らせ」に申立期間の資格取得年月日と資格喪失年月日が記載されているとおり、確かに国民年金に加入し国民年金保険料は A 市役所のパートタイマーの女性の集金人に納付しており、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が国民年金に任意加入したのは昭和 45 年 5 月で、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことを行うかがわせる事情は見当たらず、申立期間は国民年金保険料を納付することができない未加入期間であることなどから、既に、当委員会の決定に基づき平成 21 年 6 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、ねんきん特別便に添付された「年金記録のお知らせ」の資格取得年月日と資格喪失年月日は、国民年金に任意加入することは可能ではあるが、実際には、任意加入していない期間を合算対象期間として表しており、申立人が昭和 36 年 4 月に国民年金に任意加入したことを示す記載ではないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 7 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料や情報を提出してはいないものの、i) 市役所がパートタイマーの女性を使って集金した事実の有無、ii) A 市の集金人に納付したのに、年金記録に自分の氏名が見当たらない理由について

調査することを要望している。

i) については、A市役所は「国民年金保険料の徴収員として、常時4人から5人の女性を雇用していたことはあったが、当時の集金の制度に関する資料は残っていない。」と回答しており、集金の実施体制、集金人の雇用形態等については不明である。

ii) については、申立期間当時は国民年金の加入時において、手帳記号番号が払い出されるところ、第1回目の申立てにおける調査で、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行った結果、申立人の氏名は見当たらない上、今回、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、氏名の読み方を変えて縦覧調査を行ったが、昭和36年当時、保険料の納付の前提となる別の手帳記号番号が申立人に払い出された形跡は確認できない。

また、申立期間は109か月にわたっており、これほどの長期間において行政側の記録管理に誤りがあったとは考え難い上、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3680

第1 委員会の結論

申立人の平成14年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年11月

私が20歳になった頃に、母が国民年金の加入手続きを行ってくれた。申立期間当時は、会社に勤め月給は約18万円もらっており、夫婦共働きで経済的に余裕があったので、国民年金保険料は銀行等で定期的に納付したはずである。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をA銀行B支店の窓口で納付したかもしれないと述べているところ、オンライン記録において確認できる申立期間前後の保険料の収納日から、申立期間の納付日を平成14年11月中と推認し、A銀行B支店に納付の有無について照会したが、同支店は「窓口納付書類該当無し。」と回答しており、申立期間に係る具体的な保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年7月から51年3月まで

私は、昭和48年6月にA(機関)を退職し、翌月国民年金の加入手続を行った。申立期間当時から私が夫婦の国民年金保険料をB市役所C支所で納付しており、夫の申立期間の年金記録は納付済みとなっているのに、私の記録は未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A(機関)を退職し、昭和48年7月頃に国民年金の加入手続を行ったと申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、51年11月27日に加入手続を行ったことが推認できることから、申立人の申述と相違する上、加入時点において、申立期間のうち、48年7月から49年9月までの国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、申立期間に納付したとする保険料月額について7,800円と申述しているが、当時の保険料月額は、550円から1,100円であり、申述と異なる。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3682 (事案 3157 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から同年11月まで

私は、平成9年1月11日にそれまで約4年間勤めた会社を退職し、同日付けで国民年金に加入した。その後、職業訓練校に入学し通学しながら、当時、居住していたA町役場（現在は、B市役所C庁舎）で同年4月から同年11月までの国民年金保険料を継続して納付したのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) オンライン記録において、申立期間に係る国民年金保険料の納付書が平成11年9月7日に作成されており、この時点まで申立期間の保険料は未納であったことが推認できること、ii) 申立人の国民年金の加入手続は、9年1月の基礎年金番号導入後であり、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性が低いこと、iii) 申立人は、申立期間に係る保険料の納付時期、納付金額及び納付方法などについて具体的に覚えておらず、納付状況等が不明であることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき22年12月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は前回の審議結果に納得できないとして、平成9年1月に国民年金に加入して以降、申立期間の保険料はA町役場において納付したと改めて主張しているが、申立人の氏名について、別の読み方を含めてオンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行った結果、申立人に対し別の基礎年金番号及び国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人から申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料や情報は提出されておらず、当該主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から63年6月までの期間、平成2年6月、3年7月から同年10月までの期間及び5年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和61年7月から63年6月まで
② 平成2年6月
③ 平成3年7月から同年10月まで
④ 平成5年1月

私は、平成2年6月にA（職種）としての勤務期間が終了した後、B（機関）の職員から国民年金の加入手続を行うように言われ、C市役所D出張所で加入手続を行った。その際、出張所の職員から国民年金保険料を遡って納付できると聞き、申立期間①の保険料を納付したにもかかわらず、未加入とされていることは納得できない。

また、その後納付したはずの申立期間②、③及び④についても未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年6月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を遡って納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により社会保険事務所（当時）から7年1月9日にC市へ払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の前後の第3号被保険者の該当処理日から、申立人の国民年金の加入手続は同年4月頃に行われたと推認でき、加入時点において、申立期間①、②、③及び④の保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間①、②、③及び④の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年9月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から50年9月まで
② 昭和57年1月から同年3月まで

私は、昭和48年3月に会社を退職した後、A区で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は納期限に従い順番に納付した。また、B市に転居し、57年4月に転入届をB市役所C支所に届け出たときに、3か月分の保険料が未納であると説明を受けて、年金担当窓口で当該保険料を納付した。

申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年3月に会社を退職した後、A区で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は納期限に従い順番に納付したと述べているところ、A区の国民年金被保険者名簿から、申立人は53年1月12日に国民年金の加入手続を行ったことが確認できることから、加入時点において、申立期間①の保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人はB市が作成した申立期間②に係る納付書を所持しており、当該納付書には領収印が押されておらず、使用した形跡は無い上、申立人から当該納付書以外の方法で申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる具体的な申述は得られなかった。

加えて、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 5 月から 4 年 4 月まで

私は、平成 3 年 5 月から 4 年 4 月まで A 駅から歩いて 5 分ぐらいの B 社で C (職種) として勤務していた。同社の社長は同社以外にも会社を経営していて、私の厚生年金保険料を含む社会保険料はその会社から控除されていると聞かされていたので、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、勤務期間は特定できないものの、申立人は、B 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、元役員の名は、「バブルがはじけるまでは、全員厚生年金保険に加入させていたが、その後は厚生年金保険料を納付するのにも困っていた。」、「事業主は当該事業所以外の他の事業所を経営していなかった。」と供述している上、他の元役員と元同僚 3 名も「別の会社は経営していなかった。」と供述している。

また、当該事業所は、平成 19 年 12 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間当時の保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3708

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 16 日から 39 年 7 月 1 日まで
私は、昭和 35 年 10 月から A 社で勤務していたが、退職の頃は夫の仕事を手伝うようになったため、無断に近い状態で退職してしまった。会社と連絡を取ることも無かったので、脱退手当金を受け取るはずがなく、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記載されており、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、当該事業所を退職した約 8 か月後の昭和 40 年 3 月 17 日に、上記被保険者名簿の氏名は同年 3 月 22 日に、それぞれ旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が同年 3 月 25 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3709

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 5 日から 42 年 2 月 1 日まで
私は、体調不良のためA社を退職したが、退職時に脱退手当金について説明も無く、体調が悪く社会保険事務所（当時）へ手続に行くこともできなかつたため、脱退手当金を受け取っていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和42年2月1日の前後2年以内に資格喪失した25人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、16人に脱退手当金の支給記録があり、うち13人が資格喪失日から6か月以内に支給されていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、上記被保険者名簿の申立人欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間に係る資格喪失日から約2か月後の昭和42年3月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3710

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月 26 日から 39 年 4 月 23 日まで
② 昭和 39 年 11 月 16 日から 43 年 1 月 27 日まで
③ 昭和 44 年 5 月 12 日から同年 8 月 31 日まで

私の A 社、B 社及び C 社における厚生年金保険加入期間については、脱退手当金を受給したこととされているが、請求した覚えも、受け取った覚えも無いので、これらの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③の厚生年金保険被保険者記号番号は、C 社を退職した約 3 か月後の昭和 44 年 11 月 20 日に重複整理の手続がとられたことが厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記録されており、申立期間の脱退手当金が 45 年 2 月 6 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複整理が行われたと考えるのが自然である。

また、C 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月半後の昭和 45 年 2 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和35年4月9日から40年8月26日まで
② 昭和40年8月28日から41年5月26日まで
③ 昭和42年6月8日から43年4月2日まで
④ 昭和44年10月1日から45年3月26日まで

私は、昭和45年3月に結婚のためA社を退職し、退職後に脱退手当金を支給されたことになっているが、その支給されたとする時期には、それまで住んでいたB県C郡からD区に転居しており、脱退手当金を受取った記憶は無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、A社を退職した約3か月後の昭和45年6月15日に、健康保険厚生年金保険被保険者原票の氏名は同年7月27日に、それぞれ旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が同年8月7日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、A社の申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月半後の昭和45年8月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年1月1日から同年6月1日まで

私は、昭和14年3月にA社に入社し、53年8月に退職するまで同社B工場に継続して勤務し、仕事内容に変化は無かったが19年1月1日から同年6月1日までの期間の労働者年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できないので、記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立人の在籍期間を確認できる資料は無い。」と回答している上、申立人が氏名を挙げた元同僚二人は、同社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できたが、所在が不明であることから、供述を得ることができない。

また、事業主から提出されたA社B工場における健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、労働者年金保険被保険者資格を昭和19年1月1日に喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

さらに、申立人のA社B工場に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、労働者年金保険被保険者としての資格を昭和19年1月1日に、資格喪失原因を「職員」として喪失し、その後、別の台帳において、同年6月1日に厚生年金保険被保険者として新たに資格を取得（厚生年金保険料の徴収は同年10月1日から）していることが確認できる。

加えて、申立人が厚生年金保険法に基づき新たに被保険者となった際に払い出された厚生年金保険被保険者台帳記号番号（C）は番号の重複取消が行われ、労働者年金保険被保険者になった際に払い出された番号（D）に統合されている。

以上のことから判断すると、申立人は、A社B工場において、昭和19

年1月1日まで労働者年金保険被保険者であったが、職種の変更のため、同日に資格を喪失し、その後、被保険者の対象が一般職員及び女子に拡大された厚生年金保険法（昭和19年法律第21号）の施行に伴い、同年6月1日に厚生年金保険被保険者として新たに資格を取得した可能性がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3713

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月から 54 年 4 月 18 日まで

私は、昭和 51 年 5 月に A 社 B 事業所に入社し、同月から厚生年金保険に加入していたと思うので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間に A 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人の A 社における C 厚生年金基金の加入記録は、昭和 54 年 4 月 19 日に新規加入していることが確認でき、オンライン記録と一致する上、当該基金は、「申立期間当時の届出様式は複写式であった。」と回答している。

また、申立期間当時の A 社 B 事業所の総務担当者は、「申立人が昭和 51 年に入社し、厚生年金保険に加入したとすると、少なくとも、52 年及び 53 年の標準報酬月額の時決定時に労働者名簿や乗務員台帳との人数チェックで発見されるはずである。」、「入社時から厚生年金保険料を控除していたとすると、54 年 4 月の資格取得の手続の際に資格取得日を遡及訂正することや、保険料を申立人に返還する措置を採ったはずだが、そのような記憶は無い。」と回答している。

さらに、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該被保険者名簿の申立人の資格取得日の記載に不自然な訂正等は確認できない。

加えて、A 社は、「当時の賃金台帳、源泉徴収票等の関係資料は、保存期限経過のため保存していない。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月16日から32年1月29日まで
私は、申立期間について、昭和32年2月5日に脱退手当金が支給されたと記録されているが、脱退手当金は受給していないので、調査の上、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性のうち、申立人の資格喪失日である昭和32年1月29日の前後2年以内に資格喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格を有する申立人を含む29人全員に脱退手当金の支給記録があるところ、うち、6人が資格喪失後1か月未満に、8人が1か月以上6か月未満に、10人が6か月以上1年未満に脱退手当金が支給決定されている上、申立人については、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から7日後の32年2月5日に支給決定されており、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人の委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年2月頃から27年6月頃まで
② 昭和28年9月頃から29年6月頃まで

私の夫は、船員としてA港を拠点に働いていた。下船しても禁漁期間以外はあまり日を空けずに次の船に乗っていたのに昭和26年2月頃から27年6月頃までの期間及び28年9月頃から29年6月頃までの期間の船員保険の被保険者記録が無いことは納得できない。どちらの期間も船名ははっきりとは記憶に無いが、「B丸」又は「C丸」に乗船していたと思うので調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の妻は、「申立人が申立期間①において、D氏が所有するC丸又はE氏が所有するB丸に勤務していた。」と主張している。

しかし、船員保険被保険者名簿において、C丸は昭和27年9月19日に船員保険の適用船舶となっていることが確認でき、申立期間①は、船員保険の適用船舶になる前の期間である上、C丸の船舶所有者は既に死亡していることから、申立期間①における船員保険料の控除について確認することができない。

また、B丸に係る船員保険被保険者名簿により、申立期間①において、船員保険の被保険者記録が確認でき、所在が確認できた元同僚2名に対し照会したところ、元同僚2名は共に「申立人のことは記憶に無い。」と供述している上、B丸の船舶所有者は所在が確認できないことから、申立期間①における保険料の控除について確認することができ

ない。

このほか、申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない

- 2 申立人の妻は、「申立人が申立期間②において、D氏が所有するC丸又はE氏が所有するB丸に勤務していた。」と主張している。

しかし、C丸に係る船員保険被保険者名簿により、申立期間②において、船員保険の被保険者記録が確認でき、所在が確認できた元同僚2名に対し照会したところ、そのうち1名から回答があり、「私は、申立人と頻繁にC丸に乗船していたが、明確な勤務期間の記憶は無い。また、船員保険の適用状況については不明である。」と供述しており、申立人の勤務実態及び船員保険の適用状況について確認することができない。

さらに、B丸に係る船員保険被保険者名簿により、申立期間②において、船員保険の被保険者記録が確認でき、所在の判明した元同僚4名に対し照会したところ、そのうち3名から回答があり、元同僚3名は共に「申立人のことは記憶に無い。」と供述しており、申立人の勤務実態及び船員保険の適用状況について確認することができない。

このほか、申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月 1 日から 57 年 5 月 10 日まで

私は、昭和 53 年から平成 8 年まで、同一敷地内にあったA社及びB社に交互に勤務しており、申立期間についてもA社又はB社のどちらかで厚生年金保険に加入していたはずである。調査して厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 53 年から平成 8 年まで、同一敷地内にあったA社及びB社に交互に勤務しており、申立期間についてもA社又はB社のどちらかで厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張している。

しかしながら、雇用保険受給資格者証及び雇用保険の加入記録によると、申立人は、昭和 56 年 6 月 30 日にA社を離職し、同年 7 月 2 日に求職の申込みを行い、同年 7 月 9 日から同年 10 月 6 日までの期間、失業等給付の基本手当を受給していることが記録されている上、57 年 5 月 10 日にB社において、再度資格を取得していることが確認でき、厚生年金保険の被保険者記録と一致する。

また、A社及びB社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、厚生年金保険の適用事業所でなくなった時点における各事業所の元事業主は、「申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

さらに、申立期間の前後に申立人と同様にA社からB社に転籍している元同僚及び申立期間中にB社において厚生年金保険被保険者の資格を有している元同僚に、申立人の勤務実態等を照会したが、勤務期間及び厚生年金保険の適用状況について具体的な証言は得られない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 8 月 21 日から 44 年 10 月 1 日まで
② 昭和 45 年 7 月 16 日から同年 11 月 9 日まで
③ 昭和 48 年 6 月 21 日から同年 8 月 1 日まで

私は、申立期間①については、A市に所在したB社を退職する前の有給休暇中に、既にC市に単身赴任し、D社（現在は、E社）と私が共同出資したF社の代表取締役として、会社の設立準備をしており、B社、F社及びD社のいずれかで厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間②については、F社を解散後、G県に転居し、H社I（部門）に勤務していた。当時、ほかの同僚はH社の親会社であるJ社本社から出向してきていたので、私もこの期間は同社本社において厚生年金保険に加入していた可能性がある。

申立期間③については、厚生年金保険の加入記録では、K社での被保険者の資格喪失日が昭和 48 年 6 月 21 日とされているが、これは労働組合のことで会社とトラブルとなり、同年 6 月 20 日付けで辞表を提出したため退職扱いされたものと思われる。よく覚えていないが、その後自宅待機期間と有給休暇を取っており、その間に、L（機関）を通じてM社での仕事を紹介され、既に同社に勤務していたようにも思うので、K社又はM社で厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間①、②及び③について厚生年金保険に未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は「B社、F社及びD社のいずれかで厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張している。

しかし、B社の後継会社であるN社は、「申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得の届出及び厚生年金保険料の納付の有無については、

当時の資料は保管されておらず、不明である。」と回答している上、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において厚生年金保険被保険者資格を有する元同僚 12 名に申立人の退職時期について照会したところ、そのうち 11 名から回答があり、10 名は「申立人を知っているが、退職時期は不明である。」と証言している上、残る 1 名は「申立人のことは記憶に無い。」と証言しており、申立人のB社における勤務期間を特定することができない。

また、オンライン記録において、F社は昭和 44 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間①は適用事業所になる前の期間である。

さらに、申立人は「F社は、名目上は私が代表取締役であるが、D社と私とで出資し設立したD社の系列店であり、申立期間当時は経理、そのほかの事務は全てO事業所に任せていた。」と供述しているところ、オンライン記録において、申立期間当時、「O事業所」という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、P（県名）内において厚生年金保険の適用事業所で名称に「Q」を含む各事業所のオンライン記録を調査したが、申立人の被保険者記録は無い。

加えて、F社の元同僚は「厚生年金保険の適用事業所になる前の期間について、Qが社会保険に加入させてくれることはなかった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、「F社を解散後、H社 I（部門）に勤務していた。ほかの同僚はH社の親会社である J社本社から出向してきていたので、私もこの期間は同社本社において厚生年金保険に加入していた可能性がある。」と主張している。

しかし、J社の分割会社でJ社の一部の人事関連資料を保管している R社は、「申立人の厚生年金保険に係る資料は見つからず、厚生年金保険被保険者資格取得の届出及び保険料の納付の有無については不明である。」と回答しており、J社における申立人の保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録において、H社で申立人と同日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得している 16 名のうち、5 名は同社の親会社である J社又は同社 S店の被保険者であったことが確認できる一方、他社から転職してきた 9 名は、当該資格取得日直前の厚生年金保険の加入記録が申立人と同様に未加入となっている。

さらに、雇用保険の加入記録は、昭和 45 年 11 月 9 日に資格を取得していることが確認でき、当該資格取得日は、H社における厚生年金保険の資格取得日と一致し、当該資格取得日以前の雇用保険の加入記録

は無い上、企業年金連合会が保管する同社の厚生年金基金の加入記録はオンライン記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人は「K社では、昭和48年6月20日付けで辞表を提出したため退職扱いされたものと思われるが、その後自宅待機期間と有給休暇を取っており、その間に、L事業所を通じてM社での仕事を紹介され、既に同社に勤務していたようにも思うので、K社又はM社で厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張している。

しかし、申立人から提出された元同僚の連名による辞表受理の撤回を求める嘆願書の記載から、申立人はK社に昭和48年6月20日付けで辞表を提出したと推認できる上、申立人自身は、その日に役員会が開催されており、その場で辞職の意思表示をしたことを認めている。

また、雇用保険の加入記録は、K社における離職日は昭和48年6月20日と記録されており、退職日の翌日を資格喪失日とする厚生年金保険の加入記録と一致している上、当該離職日以降、同年8月1日にM社で再取得するまでの期間、雇用保険の加入記録は無い。

さらに、T健康保険組合は、「申立人の当組合における健康保険被保険者期間は、昭和48年8月1日から62年6月17日までである。」と回答しており、オンライン記録と一致する。

加えて、M社は平成22年2月*日に破産手続を開始しているため、同社の破産管財人に照会したところ、「申立期間当時の関係資料を保有していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況については不明である。」と回答している上、M社で申立人と近接する期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した元同僚11名に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について照会したところ、そのうち7名から回答があったが、申立人を記憶している者はおらず、申立人が当時の同僚であるとして氏名を挙げた者に照会したが、「申立人の入社日については不明である。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3718

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 10 月 1 日から 32 年 6 月 19 日まで
② 昭和 32 年 7 月 10 日から 37 年 6 月 21 日まで

私が勤務していたA社及びB社の厚生年金保険の加入期間について、年金記録では脱退手当金を受給したことになっているが、B社を退職した当時は、脱退手当金制度を知らなかったので、請求手続は行っておらず、脱退手当金は受け取っていない。納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和37年11月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3719

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 1 日から 42 年 5 月 1 日まで
私は、A社に勤務していた期間について、年金記録では脱退手当金を受給したことになっているが、当時は厚生年金保険に加入していたことも分かっておらず、脱退手当金の制度は知らなかった。脱退手当金を請求した覚えも受け取った覚えも無く、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の脱退手当金は、オンライン記録において、昭和 47 年 3 月 14 日に支給決定されたこととなっているところ、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿には、脱退手当金支給決定日の約 3 週間前の同年 2 月 24 日に申立人の氏名が変更されていることが確認でき、申立人は同年 2 月 * 日に婚姻し、改姓していることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3720

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年5月1日から同年11月1日まで
② 昭和27年12月1日から28年5月1日まで
③ 昭和30年8月1日から同年10月1日まで

私は、申立期間①については、昭和26年3月に高校を卒業後、同年5月にA協同組合連合会（現在は、B協同組合）C工場に就職して27年11月末まで勤務していたが、26年5月から同年10月までの期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

申立期間②については、昭和27年12月1日にD社E事業所に転職して、30年7月まで勤務していたが、27年12月から28年4月までの期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

申立期間③については、昭和30年8月1日から平成元年7月1日までF社に勤務していたが、同社G事業所に勤務していた30年8月から同年9月までの期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

申立期間①、②及び③について調査して、厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「高校を卒業して、高校の先輩が勤めるA協同組合連合会C工場に昭和26年5月から勤務した。」と主張している。

しかしながら、B協同組合は、「申立期間当時の資料は保存されておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

また、申立人が高校の先輩として氏名を挙げた元同僚は既に死亡している上、申立人は当時の元同僚の氏名を記憶していないことから、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原簿により、申立期間①前後に厚生年金保険の被保険者資格を有する6名のうち、所在の判明した1名に照会したが、回答は無く、申立人の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「前職のA協同組合連合会C工場を退職し、間を空けずに昭和27年12月にD社E事業所に就職した。」と主張しているところ、当該事業所において、申立人と同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している元同僚は、「私は、申立人と同じ臨時採用の常備社員として、27年12月に入社した。」と供述していることから、申立人が申立期間②において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社は、「昭和26年4月1日以降に採用した正社員の記録は、退職時まで全て保存しているが、申立人の記録は確認できず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況については不明である。」と回答している。

また、申立人は、元同僚の氏名を記憶していないことから当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②前後に厚生年金保険の被保険者資格を有する14名を調査したが、所在が判明したのは上記元同僚のみであり、当該元同僚は申立期間②における厚生年金保険の加入記録は無い上、申立期間②における厚生年金保険の適用状況について具体的な証言は得られず、常備社員に係る厚生年金保険の取扱いについても不明である。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「昭和30年8月にF社G事業所に転職した。」と主張しているところ、F社から提出された申立人に係る在職証明書によると、申立人が30年8月に当該事業所に臨時職員として入社したことは確認できる。

しかしながら、F社は、「申立期間における資料は保存されておらず、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得の届出及び保険料の控除については不明である。」と回答しており、臨時職員に係る保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚3名は申立期間③において、厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間③前後に厚生年金保険の被保険者資格を有する17名のうち、所在の判明した4名に申立人の勤務実態について照会したところ、そのうち3名から回答があり、申立人を記憶していた1名は、「申立人の職種や勤務実態についてまでは覚えていない。」と供述しており、申立人の厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。